

工事費内訳書提出にあたっての留意事項

(改正 H27年4月1日)

入札参加者の適正な見積もりを促すとともに談合等の不正行為の排除、ダンピング受注の防止等を図る観点から、工事費内訳書の提出が必要です。提出にあたっては下記の事項に留意してください。

記

1 対象工事

入札に付する工事

2 工事費内訳書の内容及び様式

(1) 内容

- ① 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）については、設計書の本工事費内訳表及び工種明細表に記載のある施工名称等に対応する数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、予定価格が1,000万円未満の工事については、工種（レベル2）までが表示されていれば可とする。）
- ② 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）については、工事費内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書及び細目別内訳書に記載のある施工名称等に対応する数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、予定価格が1,000万円未満の工事については、科目までが表示されていれば可とする。）

(2) 様式

配布された表紙に必要事項を記入・押印のうえ、次の①、②のいずれかを添付して提出してください。

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| ① 任意様式 | } 設計図書配布場所において
記入例を掲示しています |
| ② 配布された「設計書」の利用 | |

3 工事費内訳書の提出方法

入札書と一緒に提出してください。（入札執行者の指示による。）

4 入札の無効について

次のいずれかに該当する場合は、当該工事費内訳書提出業者の入札が無効となりますので、内容を十分確認のうえ提出してください。

- ・工事費内訳書の未提出又は未記入等の不備
- ・表紙が添付されていないもの
- ・表紙に住所、商号又は名称並びに工事名の記載のないもの
- ・表紙に代表者又は代理人の押印を欠いたもの
- ・鉛筆書き等により意思表示の不明瞭なもの
- ・工事費内訳書の合計金額と入札書の金額が同一でないもの
- ・工事費内訳書において積上げた金額を、値引等により調整して算出したもの
- ・明細表が添付されていないもの（ただし、予定価格が1,000万円未満の工事は除く。）

5 入札後の工事費内訳書の取り扱い

- (1) 低入札価格調査対象となった場合、調査に利用します。
- (2) 談合があると疑うに足る事実があると認められた場合に、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出することになります。